衆議院内閣委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月25日(水)、第26回の委員会が開かれました。

- 1 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案起草の件
 - ・上川陽子君外8名(自民、立民、維新、公明、国民、有志)から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者上川陽子君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・提出者上川陽子君(自民)、宮崎政久君(自民)、山下貴司君(自民)、森山浩行君(立民)、山井和則君(立民)、足立康史君(維新)及び國重徹君(公明)並びに政府参考人に対し発言がありました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成一自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志、れ新)

(発言者) 赤澤亮正君 (自民)、河西宏一君 (公明)、堤かなめ君 (立民)、一谷勇一郎君 (維新)、本村 伸子君 (共産)、大石あきこ君 (れ新)

(発言者及び主な発言内容)

赤澤亮正君 (自民)

本起草案

- ア 本起草案の基本的な考え方
- イ 性行為映像制作物(以下「AV」という。)におけるAV制作者(以下「制作者」という。)に瑕疵がある場合のAV出演者(以下「出演者」という。)の保護
- ウ 制作者に瑕疵がない場合の出演者の保護
- エ 出演者がAV出演契約(以下「出演契約」という。)を任意に解除できる期間をAV公表後1年間とした理由及び同期間について未成年者取消権を行使できる期間と同じ5年間としなくても出演者の救済が十分だとする理由
- オ 本起草案がAVを合法化するものかの確認
- カ 一般の映画作品やテレビドラマ等が本起草案の対象に含まれるかの確認

河西宏一君 (公明)

本起草案

- ア 公明党プロジェクトチームでの議論が本起草案にどのように反映されているかの確認
- イ 性行為の定義において性交を除くことができない理由
- ウ 相談体制の整備が盛り込まれた理由
- エ AV出演被害(以下「出演被害」という。)に関する普及啓発のこれまでの取組及び今後の在り方
- オ 出演被害防止のための規制の内容
- カ 出演被害を回復するための手段
- キ 出演契約の解消に関する規定

堤かなめ君(立民)

本起草案

- ア 立憲民主党による出演被害問題への取組が本起草案にどのように反映されているかの確認
- イ 第13条第6項の「出演者を威迫して困惑させ」ることの意味及び証明の方法
- ウ 同条に規定される任意解除権について、出演料の返金が契約解除の条件となるかの確認

- エ 出演契約の解除に伴うDVDの販売及び動画配信の停止の時期
- オ 附則第3条で任意解除権の行使可能期間を1年から2年に延ばす特例を設けた趣旨
- カ 悪質な事業者が出演者に解除権を行使させない事態への対策
- キ 法律、契約に詳しくない出演者が容易に解除権を行使できるような支援の在り方
- ク 附則第4条第2項で、検討事項の例示としてAVの公表期間の制限が明記された理由
- ケ 性行為を伴うAVの禁止について、立憲民主党として本起草案とは別に検討を続けることは可能 かの確認

一谷勇一郎君(維新)

本起草案

- ア 女性の貧困とAV出演の関係性
- イ 本起草案が短期間でまとまった経緯
- ウ 未成年者取消権を行使できなくなった 18 歳、19 歳だけでなく全年齢を対象とした経緯
- エ 取締りの強化がAVのアンダーグラウンド化を招くことへの懸念
- オ 海外メーカーと契約した場合や日本メーカーが海外に進出した場合の本法の適用の可否
- カ 契約書面交付義務及び重要事項についての説明義務が規定されたことの効果
- キ 相談窓口として想定される組織
- ク 性交シーンを含む商業映画が規制の対象となるかの確認
- ケ 本起草案における罰則規定

本村伸子君 (共産)

本起草案

- ア 性交を含む契約を合法化しているという懸念
- イ AVにおいて性交させる契約が無効となる事例
- ウ 公序良俗違反、刑法違反及び売春防止法違反となる具体的な行為
- エ 出演契約が無効となった場合における被害者の救済策
- オ 法律の見直しの対象にAVにおける性交の契約の禁止が含まれていることの確認
- カ 法律の見直しを検討する際に当事者や関係者からのヒアリングを行う必要性
- キ 売春の定義について示した最高裁判決(昭和32年9月27日)を出演契約等において踏襲する必要性
- ケ 第 10 条第 2 項第 4 号の「出演者の利益を一方的に害するものと認められるもの」において出演契 約が無効となる具体的な事例を規定する必要性
- コ 出演料の返還が困難なことで契約の取消権や解除権を行使できないと考える者への救済策
- サ 性搾取されない取組に向けて国が財源や体制を整える必要性

大石あきこ君(れ新)

- (1) 民法改正による成人年齢の引下げに際して出演契約を20歳以上としなかった理由
- (2) 未成年者取消権を保障する立法を優先する必要性
- (3) 法律の見直しの対象に性交禁止規定が含まれていることの確認
- (4) 決議案から性交禁止に関する部分が除かれた経緯
- (5) 起草案提出前のAV出演による被害の実態調査の有無

- 2 性行為映像制作物への出演に係る被害の防止及び出演者の救済に関する件
 - ・工藤彰三君外5名から提出された性行為映像制作物への出演に係る被害の防止及び出演者の救済に関する件の決議案について、提出者堤かなめ君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。 (賛成一自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志 反対一れ新)
 - ・野田国務大臣から発言がありました。